中小・小規模企業向け東日本大震災関連融資制度における 国の利子補給制度(ゼロ金利制度)の取り扱い開始について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)では、中小・小規模企業向けの東日本大震災関連融資制度において金利引き下げ措置等を行っていますが、特に 甚大な被害を受けた事業者の方々については、国が実質ゼロ金利とする利子 補給制度を開始しました。

詳細につきましては、<u>最寄りの各支店</u>または<u>事業資金相談ダイヤル012</u> 0-154-505までお問い合わせください。

<国の利子補給制度の概要>

(国の作) 開心即及の似女/	
	1. 東日本大震災復興特別貸付
	(1) <u>地震又は津波により事業所等が全壊又は流失した方</u> であって、市町村等
	が発行する被害証明書等の発行を受けた方
利子補給	(2)原子力災害対策特別措置法の緊急事態応急対策を実施すべき区域内に
対象制度	事業所を有している方
	2. 再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)
	震災又は原発事故の影響により廃業を余儀なくされた方であって、 <u>上記</u>
	<u>(1)又は(2)に該当する方</u>
	◆利子補給は年度末に県の財団法人等から一括して行われるものであり、
	<u>お客さまは日本公庫に対して通常どおり利子をお支払いいただく必要が</u>
	<u>あります</u> 。
	◆利子補給は、融資後3年間、一定の融資限度額(※)の範囲で行われます。
	(※) 国民生活事業は3千万円、中小企業事業は1億円以内
備考	また、利子補給の対象は、融資後3年間について基準利率-1. 4%が適
	用されるものに限ります。
	◆ <u>被害証明書等の発行を受けた方の全てが対象となるわけではありません</u> 。
	(被害の内容が <u>全壊又は流失</u> に限定されており、半壊等は対象外です。)
	◆本制度は、既にご利用済みの東日本大震災復興特別貸付のお取引について
	も <u>遡及適用が可能</u> です。

国の利子補給制度のスキーム

